

雲南市原子力発電所環境安全対策協議会
令和3年(2021)1月25日
防災部 防災安全課 資料 No. 2

雲南市の原子力防災の取組状況について

現在に至るまでの主な経過等

年月日	内 容
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故発生 我が国初の原子力緊急事態宣言発令
平成 25 年 7 月 8 日	原子力発電所の安全性を判断する新規規制基準施行
10 月 29 日	県と周辺3市(出雲、安来、雲南市)において「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書締結
12 月 25 日	中国電力が国へ島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性確認申請を実施
平成 26 年 4 月 11 日	「エネルギー基本計画」閣議決定 (原子力は重要なベースロード電源と規定)
5 月 28 日	島根県と広島県、岡山県による「広域避難に関する協定」締結
平成 27 年 3 月 18 日	中国電力が島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定
平成 28 年 7 月 4 日	中国電力が国へ島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請並びに2号機の発電用原子炉設置変更認可申請を実施
平成 29 年 2 月 10 日	島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定
4 月 19 日	原子力規制委員会が「島根原子力発電所1号機廃止措置計画」を認可
7 月 28 日	島根原子力発電所 1 号機廃止措置作業着手
平成 30 年 5 月 22 日	中国電力は島根県と松江市に対して、島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性確認審査に係る事前了解願いを提出し、出雲市、安来市、雲南市に対しては安全協定に基づき報告
8 月 10 日	中国電力が国へ島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性確認申請を実施

1. 島根県と周辺3市(出雲、安来、雲南市)において「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書締結について

平成25年10月29日 **参考資料1**のとおり

島根県、松江市及び中国電力株式会社が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、県から雲南市への説明・意見照会が行われ、その後、雲南市から県への意見等を提出する。

なお、県への意見等の提出にあたっては、市議会、原子力安全顧問会議、原子力発電所環境安全対策協議会の意見を踏まえて行う。

2. 周辺3市(出雲、安来、雲南市)と中国電力株式会社において「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」の締結について

平成29年 2月10日 **参考資料2**、**参考資料3**のとおり

周辺3市が中国電力株式会社に対して意見が言えること、中国電力株式会社は誠意をもって対応することを明文化した。

3. 出雲市、安来市及び雲南市による中国電力株式会社に対する立地自治体同様の安全協定締結の申し入れについて

平成30年7月4日 **参考資料4**のとおり

現在、出雲市、安来市及び雲南市は中国電力株式会社と「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」及び「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定の運営要綱」を締結している。この協定等には、「計画等に対する事前了解や措置要求等の権限」などが盛り込まれておらず、立地自治体とは差異がある内容となっているため、中国電力に対して、立地自治体と同様の安全協定締結について、申し入れを行っている。

4. 原子力災害に備えた雲南市広域避難計画について

平成25年2月 参考資料5 のとおり

島根県は、山陽各県への説明会を開催し避難先地域の割当案を策定、その後、関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）と連携し、県内市町村及び中国各県・市町村の協力を得て、調整を図り平成24年11月に「原子力災害に備えた島根県広域避難計画（以下「県計画」という。）を策定されたところである。また、関係4市はこの計画を基本としてそれぞれ広域避難計画を策定することとされた。

雲南市は、この方針に基づき県計画を基本に広域避難計画を策定した。

5. 島根県原子力防災訓練（雲南市訓練）

（1）目的及び経緯

原子力災害に備えた組織防災力の強化及び市民の原子力災害時における正しい対応の知識習得を目的に、平成24年度から実施している。

（2）実施状況及び参加者（平成29年度以降）

【平成29年度】

- ・平成29年11月17日（金）
初動対応訓練（雲南市災害警戒本部及び災害対策本部の設置運営訓練）
学校等の避難措置等訓練（通信連絡・人員報告訓練）
- ・平成29年11月19日（日）
住民の避難措置等訓練、避難退域時検査訓練、原子力防災学習会

【平成30年度】

- ・平成30年10月26日（金）
情報伝達訓練及び職員参集訓練（地震発生に伴う訓練）
初動対応訓練（雲南市災害対策本部の運営訓練）
学校等の避難措置等訓練（通信連絡・人員報告訓練）
- ・平成30年10月30日（火）
国・県・市TV会議訓練、住民の避難措置等訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難退域時検査訓練、原子力防災学習会

【令和元年度】

- ・令和元年11月8日（金）
初動対応訓練、雲南市災害対策本部運営訓練、島根OFCの運営訓練、
広報活動訓練、学校等の避難措置等訓練
- ・令和元年11月9日（土）
初動対応訓練、雲南市災害対策本部運営訓練、島根OFCの運営訓練、
広報活動訓練、UPZ一般住民の屋内退避訓練
- ・令和元年11月10日（日）
住民の避難措置等訓練、広報活動訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、
避難退域時模擬検査、原子力防災学習会、島根OFCの運営訓練

【令和2年度】

- ・令和2年10月28日（水）
情報伝達訓練及び職員参集訓練（地震発生に伴う訓練）
初動対応訓練（雲南市災害対策本部の運営訓練）
学校等の避難措置等訓練（通信連絡・人員報告訓練）

6. 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布の実施

（1）概要

原子力発電所で事故が発生した場合、国の指示に基づき、一時集結所で緊急的に安定ヨウ素剤を配布することとしているが、避難の際に受け取りが困難であると想定される者には、安定ヨウ素剤を事前に配布する。

平成29年度から事前配布を実施している。

（2）事前配布の実施状況

【平成29年度】

- ① 日 時：平成30年3月4日（日）、11日（日）
- ② 場 所：大東地域交流センター（4日）、市役所（11日）
- ③ 配布者数：126

【平成30年度】

- ① 日 時：平成30年12月9日（日）、16日（日）
- ② 場 所：市役所
- ③ 配布者数：73

【令和元年度】

- ① 日 時：令和元年12月14日（土）、15日（日）
- ② 場 所：市役所
- ③ 配布者数：36

【令和2年度】

- ① 日 時：令和2年11月29日（日）
- ② 場 所：市役所
- ③ 配布者数：10

7. 雲南市原子力発電所環境安全対策協議会（近年の開催状況）

◆平成29年度第1回（平成29年6月1日）

【議題】

- ① 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の認可について

◆平成30年度 第1回（平成30年4月25日）

【議題】

- ① 島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査の状況等について
- ② 島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクトの腐食について
- ③ 島根原子力発電所1号機の廃止措置の状況等について
- ④ 安定ヨウ素剤の事前配布について

◆平成30年度 第2回（平成30年5月29日）

【議題】

- ① 島根原子力発電所3号機新規制基準に係る適合性申請について

8. 雲南市原子力安全顧問会議

（1）顧問設置の概要

①目的

雲南市が実施する平常時及び緊急時における原子力災害の防災対策、雲南市に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、雲原子力安全顧問を設置する。

② 顧問 3名 (五十音順)

	名 前	専門分野	所属・職名
1	香川 敬生	地質・地震学	鳥取大学大学院工学研究科
2	高村 昇	放射線防護等	長崎大学 原爆後障害医療研究所
3	守田 幸路	原子力・原子炉工学	九州大学大学院工学研究院

③ 任期 2年 (令和3年1月1日～令和4年12月31日)

(2) 実施状況

◆第1回顧問会議開催 (平成29年5月11日)

【議題】

- ① 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の認可について
- ② 島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクト腐食について
- ③ 島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認審査状況について

◆第2回顧問会議開催 (平成30年4月25日)

【議題】

- ① 島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査の状況等について
- ② 島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクトの腐食について
- ③ 島根原子力発電所1号機の廃止措置の状況等について
- ④ 安定ヨウ素剤の事前配布について

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」
に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成 25 年 10 月 29 日

甲 島根県知事 溝口善兵衛



乙 出雲市長 長岡秀人



安来市長 近藤宏樹



市長 速水雄一



島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（安全確保等の責務）

- 第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する市民の安全確保を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。
- 3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

（情報の公開）

- 第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

- 第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

- 第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。
- 2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（計画等の報告）

- 第5条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。
- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第3条第1項第2号に規定する施設

をいう。)の重要な変更

(3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第6条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転(試運転を含む。)計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第8条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第9条 丁は、次の各号に掲げる事項について発生時に甲、乙及び丙へ連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係
 - ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障が生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止若しくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止若しくは出力変化が必要となったとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ、運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- (3) 放射線被ばく関係
- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して、特別の措置を行ったとき。
- (4) その他
- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(現地確認)

- 第 10 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 1 項に定める現地確認において意見があるときは、丁に対し意見を述べるることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

- 第 11 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

- 第 12 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

- 第 13 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第 14 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第 6 条及び第 7 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第 8 条、第 9 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 15 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第 16 条 発電所の運転等に起因して、市民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、市民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第 17 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第 18 条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 19 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、この協定の運用において、甲、乙、丙及び丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。

(その他)

第 20 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月10日

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市
出雲市長

長岡 秀



乙 島根県安来市安来町878番地2

安来市
安来市長

近藤 宏樹



丙 島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市
雲南市長

速水 雄一



丁 広島県広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員

清水 希茂



島根原子力発電所に係る協定の条項の比較一覧表

参考資料 3

島根県・松江市の安全協定条項 ※()・・・出雲市・安来市・雲南市の条		島根県・松江市 (H18.2.2締結) (H27.12.18最終改正)	出雲市・安来市・雲南市 (H29.2.10締結)	摘要	鳥取県・米子市・境港市 (H23.12.25締結) (H27.12.22最終改正)
第1条	安全確保等の責務	○	○		○
第2条	情報の公開	○	○		○
第3条	放射性廃棄物の放出管理	○	○		○
第4条	核燃料物質等の保管管理	○	○		○
第5条 (一)	環境放射線等の測定	○	—		○
第6条 (第5条)	計画等に対する事前了解	○	× 報告 (意見表明・誠意ある対応)	計画等に対する報告を受ける。 これに対し3市は意見を述べる ことができる。 また、中電は誠意をもって対 応する。	× 報告 (意見表明)
	(廃止措置関係)	○ (H27.12.18一部改正)	× 報告 (意見表明・誠意ある対応)		× 報告 (意見表明) (H27.12.22一部改正)
第7条 (第6条)	核燃料物質等の輸送計画 に対する事前連絡	・年間計画 ・30日前連絡 ・事前連絡	・年間計画 ・30日前連絡		・年間計画 ・30日前連絡
第8条 (第7条)	平常時における連絡	○	○		○
	(廃止措置関係)	○ (H27.12.18一部改正)	○		○ (H27.12.22一部改正)
第9条 (第8条)	運転上の制限等を満足し ない場合の連絡	○	○		○
	(廃止措置関係)	○ (H27.12.18一部改正)	○		○ (H27.12.22一部改正)
第10条 (第9条)	異常時における連絡	○	○		○
第11条 (第10条)	立入調査	○	× 現地確認 (意見表明・誠意ある対応)	発電所への現地確認ができる 旨を規定し、その際は意見を述 べる ことができる。 また、中電は誠意をもって対 応する。	× 現地確認 (意見表明)
第12条 (一)	適切な措置の要求	○	×		×
第13条 (第11条)	教育訓練	○	○	中電に対し、教育訓練の徹底 と十分な指導監督を求める。	○
第14条 (第12条)	防災対策	○	○		○
第15条 (第13条)	公衆への広報	○	○		○
第16条 (第14条)	連絡の方法	○	○		○
第17条 (第15条)	連絡責任者	○	○		○
第18条 (第16条)	損害の補償	○	○	市民に損害を与えた場合は、 誠意ある対応による、補償その 他の最善の措置を求める。	○ (要綱:仮払いあり)
第19条 (第17条)	諸調査への協力	○	○	3市が実施する安全確保対策 についての諸調査への協力を求 める。	○
第20条 (第18条)	協定の改定	○	○		○ (要綱:協議会あり)
第21条 (第19条)	運用	○	○		○ (各条項に対する誠意ある対 応)
第22条 (第20条)	その他	○	○		○

平成30年7月4日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂様

安来市長 近藤宏樹



出雲市長 長岡秀人



雲南市長 速水雄一



原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について（申入れ）

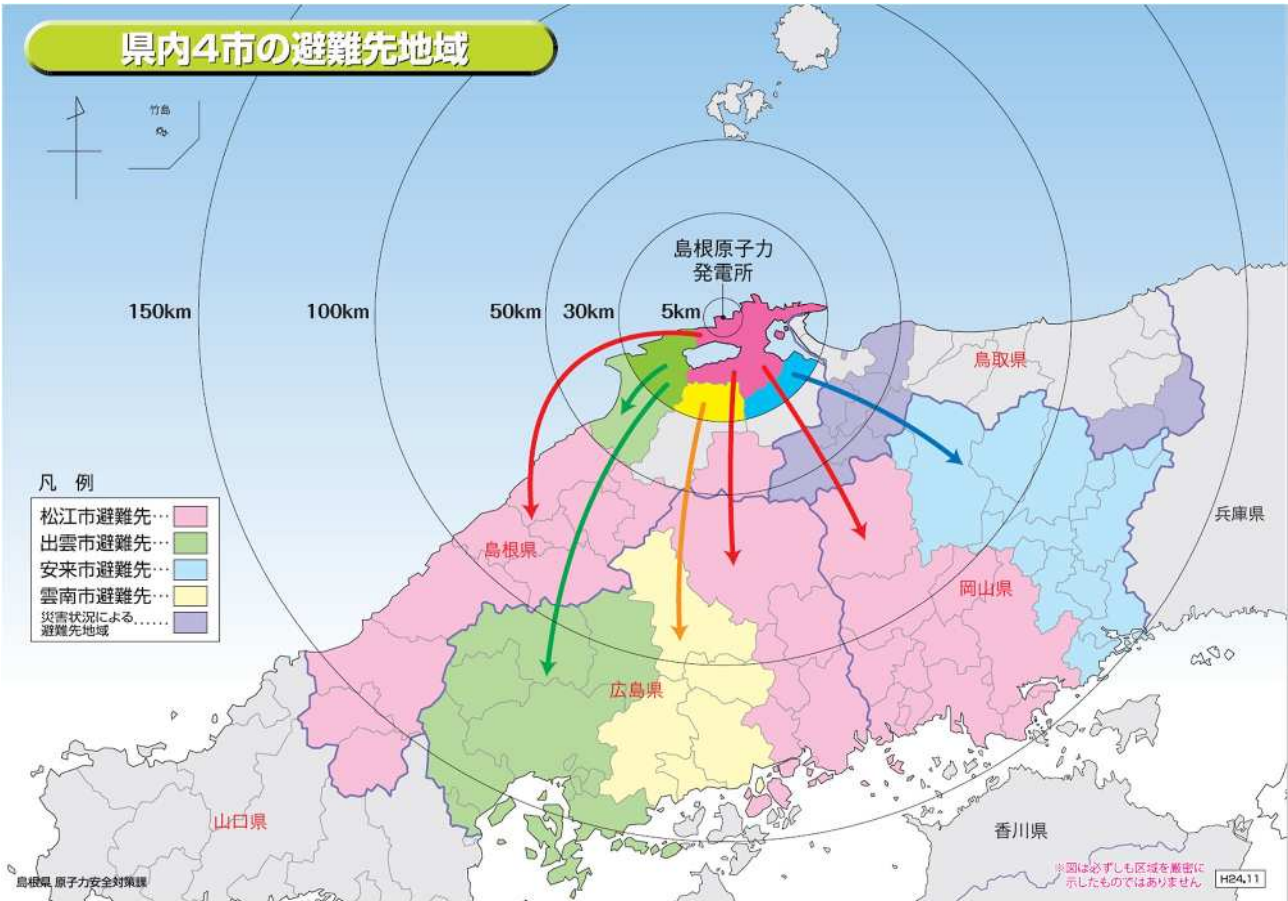
かねてから、原子力発電所立地自治体と同様の安全協定締結について、3度にわたって要請をしてまいりました。その後、平成29年2月10日に締結した協定によって、御社に対して直接意見を述べるできるようになりましたが、立地自治体と同様の内容での安全協定締結の実現には至っておりません。

平成30年3月29日には、東海第二原子力発電所の稼働及び延長に係る事前了解の対象を立地自治体だけではなく、周辺自治体にも実質的に拡大した内容の新たな協定が日本原子力発電株式会社と6市村及び茨城県との間で結ばれました。

御社では島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗に併せ、必要となる様々な安全対策等が図られ、1号機の廃止措置が進められていくなかで、3号機の新規制基準適合性審査申請に向けた手続きを開始されました。同発電所から30km圏内の出雲市、雲南市及び安来市は、立地自治体と同様に、広域避難計画の策定や、それに基づく調整、実施が求められており、地域住民の生命・財産を守るためには、周辺自治体の意見が確実に反映されることが必須であります。

つきましては、早期に立地自治体と同様の「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結し、安全協定に基づく事前了解、措置要求等の権限が担保されることをあらためて強く申し入れます。

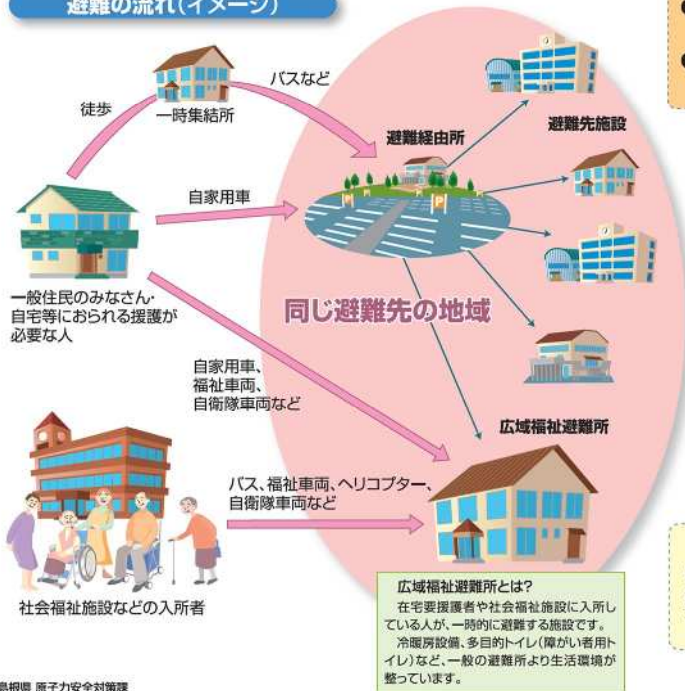
■ 広域住民避難計画の概要と広域避難先一覧



広域避難の流れ

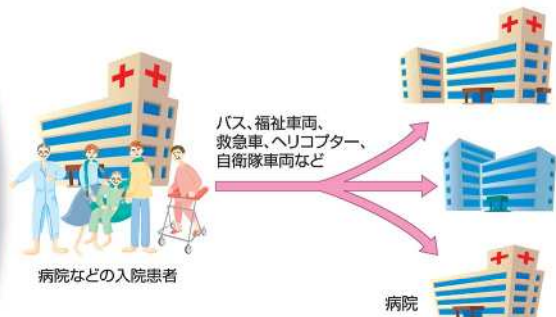
東京電力(株)福島第一原子力発電所での原子力災害を受け、島根県では、島根原子力発電所から30km圏域の県内4市(松江市、出雲市、安来市、雲南市)の避難先などを具体的に定めた広域避難計画を策定しました。

避難の流れ(イメージ)



広域避難計画作成に当たっての基本的な方針

- 住民や防災関係者等への情報伝達が確実にできる体制を整えるとともに、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示すること。
- 段階的避難指示等がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指すこと。
- 災害時要援護者(在宅要援護者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等)の安全かつ迅速な避難を図ること。



島根県は松江市、出雲市、安来市、雲南市とともに、今後も、国や避難先となる自治体等と連携し、避難先地域での避難の受入や、避難する住民のみなさんへの支援が十分にできるように、体制を整えていきます。

地区別広域避難先一覧／雲南市

	町名	地区名	一時集結所	広域避難先	避難経由所
1	大東町	大東・塩田地区	大東公園市民体育館 大東小学校	広島県 東広島市	東広島運動公園
2	大東町	春殖地区	大東中学校	広島県 東広島市	市役所豊栄支所 豊栄中学校
3	大東町	幡屋地区	大東西小学校	広島県 東広島市	東西条小学校 西条中央公園 西条小学校 三ツ城小学校
4	大東町	佐世地区	佐世小学校	広島県 東広島市	高美が丘中学校 県立広島高等学校
5	大東町	阿用地区	阿用小学校	広島県 東広島市	市役所福富支所 竹仁小学校
6	大東町	久野地区	旧久野小学校	広島県 東広島市	磯松中学校
7	大東町	海潮地区	海潮中学校	広島県 東広島市	中央中学校 松賀中学校
8	加茂町	加茂地区	ラメール 加茂中学校 加茂小学校	広島県 三次市	三次運動公園 県立みよし公園 三次市営球場
9	木次町	八日市地区	木次小学校	広島県 三原市	市役所久井支所 旧久井小学校
10	木次町	三新塔地区	チェリヴァホール	広島県 三原市	市役所久井支所 旧久井小学校
11	木次町	新市地区	木次体育館	広島県 三原市	市役所久井支所 旧久井小学校
12	木次町	下熊谷地区	下熊谷交流センター	広島県 三原市	市役所久井支所 旧久井小学校
13	木次町	斐伊地区	斐伊小学校 斐伊体育館	広島県 三原市	市役所大和支所
15	木次町	日登地区	寺領小学校	広島県 三原市	大和中学校
16	木次町	西日登地区	西日登小学校	広島県 三原市	大和中学校
17	三刀屋町	三刀屋地区	三刀屋中学校	広島県 世羅町	せら香遊ランド
18	三刀屋町	一宮地区	アスパル	広島県 竹原市	パンプー・ジョイ・ハイランド